



発行 新潟県

第 19 号

平成25年3月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 293 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に関する告示の一部改正（文書私学課）
- 294 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 295 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 296 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 297 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 298 地方卸売市場の廃止許可（食品・流通課）
- 299 地方卸売市場における卸売業務の廃止届（食品・流通課）
- 300 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 301 換地処分（農地整備課）
- 302 換地処分（農地整備課）
- 303 換地処分（農地整備課）
- 304 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 305 道路の区域変更（道路管理課）
- 306 道路の供用開始（道路管理課）
- 307 道路の区域変更（道路管理課）
- 308 道路の供用開始（道路管理課）
- 309 道路の区域変更（道路管理課）
- 310 道路の供用開始（道路管理課）
- 311 道路の区域変更（道路管理課）
- 312 道路の供用開始（道路管理課）
- 313 道路の区域変更（道路管理課）
- 314 道路の供用開始（道路管理課）
- 315 道路の区域変更（道路管理課）
- 316 道路の供用開始（道路管理課）
- 317 道路の区域変更（道路管理課）
- 318 道路の供用開始（道路管理課）
- 319 道路の区域変更（道路管理課）
- 320 道路の区域変更（道路管理課）
- 321 道路の供用開始（道路管理課）
- 322 道路の区域変更（道路管理課）
- 323 道路の供用開始（道路管理課）
- 324 道路の区域変更（道路管理課）
- 325 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 326 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の廃止（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)

選挙管理委員会告示

- 11 新潟県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨 (選挙管理委員会)
- 12 新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨 (選挙管理委員会)

公安委員会規則

- 3 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 4 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則 (地域課)

正 誤

- 平成25年1月29日付け県報第8号告示第97号中 (砂防課)
- 平成25年1月29日付け県報第8号告示第98号中 (砂防課)

告 示

◎新潟県告示第293号

新潟県個人情報保護条例 (平成17年新潟県条例第2号) 第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示 (平成21年10月新潟県告示第1284号) の一部を次のとおり改正し、平成25年4月1日以後に実施する試験等から適用する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表中

非常勤職員 (事務補助) 採用選考 考査	第1次考査の不合格者に 係る第1次考査の総合得 点及び順位	第1次考査の合格発表 日から1か月間	〃
	第2次考査の受験者に係 る第1次考査の総合得点 及び順位	最終合格発表日から1 か月間	
非常勤職員 (事務補助、技能補助) 採用選考考査	総合ランク	合否通知の日から1か 月間	〃
臨時的任用職員採用選考考査	〃	〃	〃

」を

「

臨時的任用職員採用選考考査	総合ランク	合否通知の日から1か月間	採用選考考査を実施した本庁及び地域機関
非常勤職員(事務補助、技能補助)採用選考考査	〃	〃	〃
非常勤嘱託員採用選考考査	〃	〃	〃

」に

改める。

◎新潟県告示第294号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーションクリニック	村上市上の山2番16号	精神通院医療	平成25年3月1日
アイン薬局瀬波店	村上市瀬波中町12番24号	精神通院医療	平成25年3月1日

◎新潟県告示第295号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
佐野医院	村上市坂町3262-7	精神通院医療	平成25年3月1日
大手薬局新保店	長岡市新保町6-80	精神通院医療	平成25年3月1日
大手薬局今朝白店	長岡市今朝白1-13-28	精神通院医療	平成25年3月1日
大手薬局東宮内店	長岡市東宮内町4900-1	精神通院医療	平成25年3月1日
大手薬局緑町店	長岡市緑町1丁目甲1177-77	精神通院医療	平成25年3月1日
大手薬局柏崎店	柏崎市扇町3-82	精神通院医療	平成25年3月1日
大手薬局石内店	長岡市石内1-1-28	精神通院医療	平成25年3月1日
大手薬局塩沢店	南魚沼市中字太田793-1	精神通院医療	平成25年3月1日

さくら薬局	長岡市泉2-4-5	精神通院医療	平成25年3月1日
千刈薬局	加茂市千刈1-50-21	精神通院医療	平成25年3月1日
みなみ調剤薬局阿賀野店	阿賀野市下条町12-50	精神通院医療	平成25年3月1日
訪問看護ステーションむらかみ	村上市田端町2-17	精神通院医療	平成25年3月1日
訪問看護ステーションいといがわ	糸魚川市竹ヶ花457-1	精神通院医療	平成25年3月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会さ ど訪問看護ステーション	佐渡市千種161番地	精神通院医療	平成25年3月1日
長岡中央訪問看護ステーション	長岡市川崎町2041	精神通院医療	平成25年3月1日

◎新潟県告示第296号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局 新発田本町店	新発田市本町3-2-6	薬局	平成25年3月1日

◎新潟県告示第297号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新した。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	眼科に関する医療	平成25年3月1日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	耳鼻咽喉科に関する医療	平成25年3月1日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	小腸に関する医療	平成25年3月1日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	心臓脈管外科に関する医療	平成25年3月1日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	整形外科に関する医療	平成25年3月1日

長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	整形外科に関する医療	平成25年3月1日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	免疫に関する医療	平成25年3月1日
三条総合病院	三条市塚野目5-1-62	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
富永草野病院	三条市興野2-2-25	整形外科に関する医療	平成25年3月1日
柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	整形外科に関する医療	平成25年3月1日
片桐医院	新発田市住吉町4-3-9	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
せき整形外科	十日町市四日町1318-24	整形外科に関する医療	平成25年3月1日
村上総合病院	村上市田端町2-17	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
糸魚川総合病院	糸魚川市竹ヶ花457-1	整形外科に関する医療	平成25年3月1日
糸魚川総合病院	糸魚川市竹ヶ花457-1	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
けいなん総合病院	妙高市田町2-4-7	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
森田内科医院	妙高市末広町2-7	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
さいがた病院	上越市大潟区犀潟468-1	中枢神経に関する医療	平成25年3月1日
ふじわら耳鼻科	上越市春日野1-6-29	耳鼻咽喉科に関する医療	平成25年3月1日
まなべ整形外科クリニック	上越市高土町2-12-5	整形外科に関する医療	平成25年3月1日
新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	口腔に関する医療	平成25年3月1日
新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	腎臓に関する医療	平成25年3月1日
新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	整形外科に関する医療	平成25年3月1日
水原郷病院	阿賀野市岡山町13-23	腎臓に関する医療	平成25年3月1日

齋藤記念病院	南魚沼市欠之上478-2	脳神経外科に関する医療	平成25年3月1日
町立津南病院	津南町大字下船渡丁2682	心臓脈管外科に関する医療	平成25年3月1日
あさひ薬局浦店	長岡市浦字浦谷内9912-1	薬局	平成25年3月1日
いずみ薬局	長岡市西新町2-3-18	薬局	平成25年3月1日
エイケン堂四郎丸薬局	長岡市四郎丸4-6-19	薬局	平成25年3月1日
エイケン堂薬局	長岡市台町1-8-1	薬局	平成25年3月1日
エイケン堂薬局あけぼの店	長岡市曙3-4-20	薬局	平成25年3月1日
エイケン堂薬局かわにし店	長岡市古正寺1-2839	薬局	平成25年3月1日
エイケン堂薬局喜多町店	長岡市喜多町川原1091-13	薬局	平成25年3月1日
エイケン堂薬局千手店	長岡市千手2-4-3	薬局	平成25年3月1日
せきはら薬局	長岡市関原町南2-4120	薬局	平成25年3月1日
調剤薬局メディスンショップ長岡駅前薬局	長岡市大手通1-4-3 ドルミー駅前ビル6階	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局長岡	長岡市長町2丁目甲1643-11	薬局	平成25年3月1日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎2-2478-1	薬局	平成25年3月1日
メッツ太陽薬局	長岡市長町2丁目甲1647	薬局	平成25年3月1日
メッツ長町薬局	長岡市長町1-1665	薬局	平成25年3月1日
わかば薬局	長岡市大島新町4-121-24	薬局	平成25年3月1日
わかば薬局今朝白店	長岡市今朝白3-12-9	薬局	平成25年3月1日
わかば薬局来迎寺店	長岡市浦字中の坪640-1	薬局	平成25年3月1日
大手薬局新保店	長岡市新保町6-80	薬局	平成25年3月1日

大手薬局今朝白店	長岡市今朝白1-13-28	薬局	平成25年3月1日
大手薬局神田店	長岡市神田町3-2-17	薬局	平成25年3月1日
大手薬局石内店	長岡市石内1-1-28	薬局	平成25年3月1日
大手薬局中之島店	長岡市中之島569-4	薬局	平成25年3月1日
大手薬局東宮内店	長岡市東宮内町4900-1	薬局	平成25年3月1日
大手薬局南部店	長岡市撰田屋1-4-45	薬局	平成25年3月1日
大手薬局緑町店	長岡市緑町1-1177-77	薬局	平成25年3月1日
渡辺薬局	長岡市東川口601-3	薬局	平成25年3月1日
けんおう調剤薬局	三条市興野2-11-29	薬局	平成25年3月1日
コウヤ調剤薬局	三条市興野2-11-30	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局三条	三条市塚野目5-4-30	薬局	平成25年3月1日
メッツ県央薬局	三条市須頃2-101-2	薬局	平成25年3月1日
メッツ薬局	三条市東本成寺12-41	薬局	平成25年3月1日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20-18	薬局	平成25年3月1日
荻堀調剤薬局	三条市大字荻堀1289-17	薬局	平成25年3月1日
あさひ薬局	柏崎市新橋2-12	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局柏崎	柏崎市茨目1-4-4	薬局	平成25年3月1日
ひかりの調剤薬局	柏崎市三和町3-8	薬局	平成25年3月1日
大手薬局柏崎店	柏崎市扇町3-82	薬局	平成25年3月1日
小島薬局	新発田市西園町1-2-24	薬局	平成25年3月1日

本間薬局	新発田市本町2丁目8-15	薬局	平成25年3月1日
メッツやすらぎ薬局	小千谷市本町1-13-33	薬局	平成25年3月1日
宮嶋薬局	小千谷市本町1-13-32	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局加茂	加茂市青海町1-8-28	薬局	平成25年3月1日
かもやま薬局	加茂市高須町1-6-14	薬局	平成25年3月1日
ユリノキ調剤薬局	加茂市幸町1-16-26	薬局	平成25年3月1日
幸町調剤薬局	加茂市幸町1-12-11	薬局	平成25年3月1日
わかば薬局袋町店	十日町市子212	薬局	平成25年3月1日
笹山調剤薬局	十日町市中条甲1083-2	薬局	平成25年3月1日
島田薬局	十日町市寅甲24	薬局	平成25年3月1日
大手薬局見附本町店	見附市本町1-2-49	薬局	平成25年3月1日
ドラッグさとう	村上市藤沢91-5 アコス内	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局坂町	村上市下鍛冶屋字長面579-1	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局村上	村上市田端町2-12	薬局	平成25年3月1日
坂町薬局	村上市藤沢7-16	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局燕	燕市佐渡653-1	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局吉田	燕市吉田大保町28-11	薬局	平成25年3月1日
元気印薬局	燕市東太田字杉名田6837	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局糸魚川	糸魚川市竹ヶ花526-1	薬局	平成25年3月1日
くびきの薬局	妙高市田町2-3-16	薬局	平成25年3月1日

トリム薬局新井店	妙高市田町2-3-21	薬局	平成25年3月1日
阿賀薬剤センター太田調剤薬局	五泉市太田字大向444-1	薬局	平成25年3月1日
斎藤薬局	五泉市村松甲1776	薬局	平成25年3月1日
ケンコー薬局	上越市大潟区潟町389-4	薬局	平成25年3月1日
サカエ薬局	上越市幸町14-10	薬局	平成25年3月1日
田中薬局	上越市中央1-6-4 マルセンビル1F	薬局	平成25年3月1日
望月薬局	上越市鴨島1072	薬局	平成25年3月1日
薬局かさや	上越市大町4-2-12	薬局	平成25年3月1日
すいばら調剤薬局	阿賀野市下条町13-13	薬局	平成25年3月1日
せきぐち薬局	阿賀野市山口町2-5-15	薬局	平成25年3月1日
にいがた調剤薬局水原	阿賀野市岡山町13-21	薬局	平成25年3月1日
みなみ調剤薬局阿賀野店	阿賀野市下条町12-50	薬局	平成25年3月1日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	薬局	平成25年3月1日
阿部薬局	阿賀野市中央町1-9-4	薬局	平成25年3月1日
越中屋薬局 ドラッグホクト	阿賀野市保田字中道3095	薬局	平成25年3月1日
平賀薬局	阿賀野市中央町2-10-3	薬局	平成25年3月1日
いなほ調剤薬局	魚沼市四日町50-1	薬局	平成25年3月1日
なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135-4	薬局	平成25年3月1日
大崎調剤薬局	南魚沼市大崎3409-1	薬局	平成25年3月1日
大手薬局塩沢店	南魚沼市中字太田793-1	薬局	平成25年3月1日

六日町調剤薬局二日町店	南魚沼市二日町212-8	薬局	平成25年3月1日
中信薬局	湯沢町大字湯沢2872-1	薬局	平成25年3月1日
訪問看護ステーションとち お	長岡市栄町2-1-50	訪問看護	平成25年3月1日
ゆたか訪問看護ステーショ ン	柏崎市扇町3-37	訪問看護	平成25年3月1日
さくら訪問看護ステーショ ン	小千谷市小栗田2732	訪問看護	平成25年3月1日
訪問看護ステーションおぢ や	小千谷市本町1-13-33	訪問看護	平成25年3月1日
加茂市訪問看護ステーショ ン	加茂市石川2-2473-1	訪問看護	平成25年3月1日
訪問看護ステーションむら かみ	村上市田端町2-17	訪問看護	平成25年3月1日
訪問看護ステーションいと いがわ	糸魚川市大字竹ヶ花457- 1	訪問看護	平成25年3月1日
水原郷病院組合訪問看護ス テーション	阿賀野市岡山町13-23	訪問看護	平成25年3月1日
みなみ園老人訪問看護ステ ーション	南魚沼市六日町712-4	訪問看護	平成25年3月1日

◎新潟県告示第298号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 開設者の氏名又は名称
まる果新潟青果市場株式会社
- 2 廃止予定年月日
平成25年2月28日
- 3 許可年月日
昭和25年2月26日
- 4 廃止する地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場まる果新潟青果市場株式会社
新潟市中央区上所3丁目14番10号

◎新潟県告示第299号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54号）第7条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨の届出があった。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 届出をした者の氏名又は名称
まる果新潟青果市場株式会社
- 2 届出をした者の住所又は所在地

新潟市中央区上所3丁目14番10号

- 3 廃止年月日
平成25年2月28日
- 4 所属していた卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場まる果新潟青果市場株式会社
新潟市中央区上所3丁目14番10号
- 5 取扱品目の部類
青果部

◎新潟県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を平成25年2月27日認可した。

平成25年3月8日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長岡市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業小国西部地区に係る換地処分をした。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業清津里山地区（宮峯換地区）に係る換地処分をした。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、魚沼市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業一日市地区に係る換地処分をした。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第304号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成25年1月18日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
歌林業
歌 純夫
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字能生724-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第39062号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年1月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年1月21日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
伊藤コンクリート工業所
伊藤 一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市久保多町4-31
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第138号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟日栄
若林 薫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区下塩俵1460
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第4642号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社荒川溶接工業
高橋 四男
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市上助測字牛沢1019-129
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43995号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新共電気アート
高橋 秀保
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼郡湯沢町大字神立1029-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第39079号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社青柳工務店
青柳 拓
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市東川口1900
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-20)第39206号
 - 5 処分の内容 建築工事業、造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中嶋建築
中嶋 泉
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市高柳町岡野町1830
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第19156号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社下越産業
佐藤 隆彦
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市上助淵958-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第42003号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社渡辺製作所
渡邊 一男
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字三ッ橋253-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第42846号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成25年1月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三協テック新潟
名古屋 隆司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区下塩俵字川原1890-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第14829号
 - 5 処分の内容 ガラス工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社坪井工業
内藤 正幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区大通2-6-32
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第23203号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年1月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社丸山左官工業所
丸山 政祐
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市両善寺438-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第27064号
 - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年2月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社横村舞台機構
横村 幸英
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区寺地425
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第39116号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成25年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年2月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社エム・エー・イー
加藤 真也
 - 3 主たる営業所の所在地
刈羽郡刈羽村大塚468
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第39527号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年2月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年2月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社中村チサン
中村 吉人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区新和1-6-72
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42547号
 - 5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年2月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
阿部造園
阿部 昭一
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市五十公野3943
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第21750号
 - 5 処分の内容 土木工事業、石工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年1月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五千石巻新潟線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
燕市高木字屋敷割 460 番 1 から	新	5.0～23.2メートル	1,315.3メートル
同市粟生津字山王6613番まで	旧	5.0～23.2メートル	1,315.4メートル

◎新潟県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 五千石巻新潟線
- 2 供用開始の区間
燕市高木字屋敷割460番1から同市粟生津字山王6613番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字三箇乙1054番2から	新	14.0～141.4メートル	480.0メートル
同郡同町大字三箇乙1452番7まで	旧	13.0～67.6メートル	480.0メートル

◎新潟県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字三箇乙1054番2から同郡同町大字三箇乙1452番7まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市浦田字亀石4547番6から	新	26.2～36.4メートル	40.2メートル
同市浦田字亀石4547番26まで	旧	26.2～36.4メートル	40.2メートル

◎新潟県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間
十日町市浦田字亀石4547番6から同市浦田字亀石4547番26まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西枯木又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条字殿畑丁152番1から	新	3.7～18.0メートル	121.6メートル
同市中条字殿畑丁1068番まで	旧	3.7～18.0メートル	121.7メートル

◎新潟県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 西枯木又堀之内線
- 2 供用開始の区間
十日町市中条字殿畑丁152番1から同市中条字殿畑丁1068番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清津公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小出字ノゲマ癸2185番から	新	12.4～48.4メートル	81.7メートル
同市小出字ノゲマ癸2188番1まで	旧	11.0～37.6メートル	81.7メートル

◎新潟県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 清津公園線
- 2 供用開始の区間
十日町市小出字ノゲマ癸2185番から同市小出字ノゲマ癸2188番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松之山赤倉字田代33番1から	新	11.0～15.2メートル	55.1メートル
同市松之山赤倉字田代36番1まで	旧	11.0～15.0メートル	55.1メートル

◎新潟県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 五十子平真田線
- 2 供用開始の区間
十日町市松之山赤倉字田代33番1から同市松之山赤倉字田代36番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代岡野町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町栃ケ原字テツカミ 3518番1から	新	5.5～40.6メートル	192.6メートル
同市高柳町栃ケ原字滝山3486番まで	旧	4.5～29.2メートル	204.7メートル

◎新潟県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 松代岡野町線
- 2 供用開始の区間
柏崎市高柳町栃ケ原字テツカミ 3518番1から同市高柳町栃ケ原字滝山3486番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市栄町 363番18から 同市上町575番1まで	新	(A) 6.1～18.0メートル	370.6メートル
妙高市栄町 363番18から 同市上町509番1まで		(B) 13.0～34.4メートル	125.0メートル

妙高市栄町 363 番 18 から 同市上町575番 1 まで	旧	6.1～18.0メートル	370.6メートル
------------------------------------	---	--------------	-----------

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市北田野浦 1010 番から 同市小野見263番 1 まで	新	8.2～29.3メートル	118.5メートル
	旧	6.4～29.3メートル	118.2メートル

◎新潟県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市北田野浦1010番から同市小野見263番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市松ヶ崎字出口 1204 番から 同市松ヶ崎字西1154番まで	新	4.3～9.0メートル	253.5メートル
	旧	4.3～6.4メートル	253.5メートル

◎新潟県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市松ヶ崎字出口1204番から同市松ヶ崎字西1154番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月8日

◎新潟県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽茂港村山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市羽茂上山田 1046 番 1 から	新	8.0～19.0メートル	76.3メートル
同市羽茂上山田1045番1まで	旧	8.0～23.0メートル	76.3メートル

◎新潟県告示第325号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中島地区	燕市中島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
えび穴1地区	西蒲原郡弥彦村大字鮎穴	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
えび穴2地区	西蒲原郡弥彦村大字鮎穴	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
えび穴3地区	西蒲原郡弥彦村大字鮎穴	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第326号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中島地区	燕市中島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
えび穴1地区	西蒲原郡弥彦村大字鮎穴	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
えび穴2地区	西蒲原郡弥彦村大字鮎穴	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
えび穴3地区	西蒲原郡弥彦村大字鮎穴	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、情報化職員研修(集合研修)について次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

平成25年度情報化職員研修(集合研修)業務

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成25年3月8日(金)から平成25年3月22日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年4月5日(金) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 過去3年間に15名以上を受講者とした集合研修の形態で、エクセル及びホームページのパソコン研修を行

ったことがある者。

- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成25年4月1日(月) 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成25年4月4日(木) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出すること。ただし、提出者が代理人の場合は、委任状を併せて提出すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう送付すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金の提出

入札保証金については、(1)に準ずる方法で提出すること。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

- (2) 入札に参加する条件に違反した入札

- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保

証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令に定めるところによる。

大規模小売店舗の廃止について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者(廃止前のもの)

名称 田倉

所在地 十日町市子4番地

設置者 十日町市

2 店舗面積の合計

(廃止前) 2,459平方メートル

(廃止後) 0平方メートル

3 廃止(第3条第1項に定める基準面積以下)となる年月日

平成24年11月30日

4 廃止しようとする理由

店舗解体のため。

5 届出年月日

平成25年2月27日

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、消防用設備等保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

消防用設備等保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 200床以上の病床数を有する病院の消防用設備等保守点検業務を平成20年1月1日以降12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該業務において、点検可能な消防設備士または消防設備点検資格者を業務に配置できること。
- (8) 財団法人新潟県消防設備協会表示登録会員であること。
- (9) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午前9時
新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない

ときは、契約を締結しない場合がある。)

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中央滅菌材料室業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

中央滅菌材料室業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。

(7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている滅菌センターを有するものであること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午前9時30分

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

① 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療ガス設備保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 医療法第15条の2に基づき、同法施行規則第9条の13に規定する要件を満足できる者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午前10時

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、植栽管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

植栽管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年12月23日新潟県告示第3296号。以下「入札参加資格審査規程」という。)第2条第1項又は第2項第1号若しくは第2号に該当しないこと。

(2) 入札参加資格審査規程の規定に基づく入札参加資格の審査を受け、平成24・25年度新潟県建設工事等入札参加資格者名簿に、「造園工事」業者として掲載されていること。

(3) 上越市に主たる営業所を有すること。

(4) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木) 午前10時30分

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

① 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般廃棄物処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

一般廃棄物処理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 過去に廃棄物処理法第14条の3に規定する許可の取消しの処分を受けていない者であること。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)及び関係法令等に基づき当該業務を実施するために必要な許可を受けていること。
- (8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午前11時
新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない

ときは、契約を締結しない場合がある。)

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、汚水処理設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

汚水処理設備保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月16日新潟県条例第34号）により浄化槽保守点検業を営もうとする区域を上越市若しくは旧上越市として新潟県知事の登録を受けていること。

(7) 当該業務において、点検可能な浄化槽管理技術者を業務に配置できること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午前11時30分

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県 病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

① 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、食器類下膳及び洗浄業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

食器類下膳及び洗浄業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 200床以上の病床数を有する病院の食器類下膳及び洗浄業務を、平成20年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 参加資格確認書類の提出期限
平成25年3月25日(月)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成25年3月28日(木)午後1時15分
新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

警備業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 警備業法に定める認定証の交付を受けていること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院の警備業務を、平成20年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午後1時30分

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、構内環境整備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

構内環境整備業務委託

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所
新潟県立中央病院

(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の構内環境整備業務を、平成20年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月26日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午後2時

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 暴力団等の排除
 - ①誓約書の提出
契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ②不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電話交換業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電話交換業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 200床以上の病床数を有する病院の電話交換業務を、平成20年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月25日(月)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午後3時30分

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

① 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、清潔エリア清浄度管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

清潔エリア清浄度管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の清潔エリア清浄度管理業務を、平成20年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月25日(月)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午後4時

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

①誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

②不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、洗濯業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 件名

洗濯業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 医療法第15条の2に基づき、同法施行規則第9条の14に規定する要件を満足できる者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成25年3月25日(月)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木)午後4時30分

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

① 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立吉田病院の中央材料室業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立吉田病院長 田宮 洋一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立吉田病院の中央材料室業務一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 200床以上の病床数を有する病院の中央滅菌消毒業務及び物品管理業務を、平成20年1月1日以降12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。

(7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(9) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木) 午前11時45分

新潟県立吉田病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する競争参加資格を証明する書類を平成25年3月25日(月)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。

(8) 調達手続きの停止

平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年3月8日

新潟県立新発田病院長 矢澤 良光

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 入札説明書に定める作業を行った実績を有する者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2519

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年3月25日(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)の

午前8時30分から午後5時15分に前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月29日(金)午後9時45分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は平成25年3月26日午後5時15分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成25年3月26日に必着させるとともに、簡易郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

平成25年度新潟県病院局会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成25年3月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年10月21日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,881,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	泉田 裕彦	所属党派	無所属	期間	平成24年 8月28日から 平成24年11月 2日まで 第1回分
出納責任者氏名	渡部 文雄				

収 入			支 出		円
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円			
			人件費		6,572,792
			家屋費		1,899,580
			選挙事務所費		1,687,900
いずみだ裕彦後援会		9,643,445	集会会場費		211,680
自由民主党本部		2,000,000	通信費		286,535
自由民主党新潟県支部連合会		3,000,000	交通費		1,830,505
新潟県税理士政治連盟		50,000	印刷費		3,190,740
			広告費		2,192,082
			文具費		35,127
			食糧費		231,068
			休泊費		638,820
			雑 費		494,042
その他の寄附	3件	50,000			
その他の収入		0			
今回計		14,743,445	今回計		17,371,291
前回計		0	前回計		0
総 計		14,743,445	総 計		17,371,291

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	960,750円
	ポスターの作成	1,638,000円
	計	2,598,750円

報告書受理年月日	平成24年11月5日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年10月21日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,881,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	泉田 裕彦	所属党派	無所属	期間	平成24年 8月28日から 平成25年 2月14日まで
出納責任者氏名	渡部 文雄				第2回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	円
		円	家屋費	0
いずみだ裕彦後援会		113,458	選挙事務所費	84,257
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	105
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		113,458	今回計	84,362
前回計		14,743,445	前回計	17,371,291
総 計		14,856,903	総 計	17,455,653

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	960,750円
	ポスターの作成	1,638,000円
	計	2,598,750円

報告書受理年月日	平成25年2月19日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年10月21日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,881,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	戸 並 誠	所属党派	スマイル党	平成24年10月 4日から 期間
出納責任者氏名	櫻 井 武			平成24年10月31日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	130,000
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		130,000		
今回計		130,000	今回計	130,000
前回計		0	前回計	0
総 計		130,000	総 計	130,000

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成24年11月1日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年10月21日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,881,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	樋渡 士自夫	所属党派	日本共産党	平成24年 9月20日から 期間
出納責任者氏名	大 矢 健 吉			平成24年11月 1日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		円
日本共産党新潟県委員会		1,000,000	人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費	0 180,682 180,682 0 1,710 68,120 0 365,200 489 26,867 182,660 11,722
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,000,000	今回計	837,450
前回計		0	前回計	0
総 計		1,000,000	総 計	837,450

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成24年11月5日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年10月21日執行 新潟県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 37,881,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	樋渡 士自夫	所属党派	日本共産党	平成24年 9月20日から 期間
出納責任者氏名	大 矢 健 吉			平成25年 1月 9日まで 第2回分

収 入			支 出	
主たる寄附				円
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人件費	0
		円	家屋費	0
日本共産党新潟県委員会		1,629,365	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	1,791,915
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,629,365	今回計	1,791,915
前回計		1,000,000	前回計	837,450
総 計		2,629,365	総 計	2,629,365

		項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額		ビラの作成	0円
		ポスターの作成	0円
		計	0円

報告書受理年月日	平成25年1月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

平成24年12月30日執行の新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成25年3月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年12月30日執行 新潟県議会議員補欠選挙（新潟市南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
（法定選挙運動費用額） 7,110,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	笠原 義宗	所属党派	無 所 属	平成24年12月 6日から
出納責任者氏名	井 浦 春 美			平成24年12月29日まで
				第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円		円
自由民主党新潟県支部連合会		300,000	人件費	540,000
			家屋費	204,000
			選挙事務所費	204,000
			集合会場費	0
			通信費	2,831
			交通費	0
			印刷費	761,980
			広告費	167,550
			文具費	56,321
			食糧費	47,044
			休泊費	0
			雑 費	88,676
その他の寄附	11 件	105,000		
その他の収入		1,463,402		
今回計		1,868,402	今回計	1,868,402
前回計		0	前回計	0
総 計		1,868,402	総 計	1,868,402

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	761,980円
	計	761,980円

報告書受理年月日	平成25年1月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年12月30日執行 新潟県議会議員補欠選挙（新潟市南区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
 （法定選挙運動費用額） 7,110,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹内 恵美子	所属党派	無 所 属	平成24年12月15日から 期間 平成24年12月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	小林 久美子			

収 入				支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額) 円	円		
			人件費	1,700,000	
			家屋費	90,000	
			選挙事務所費	90,000	
			集合会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	395,850	
			広告費	505,840	
			文具費	11,908	
			食糧費	141,480	
			休泊費	0	
			雑 費	24,905	
吉田 郁文	無職	72,000			
藤本 基美	パート	72,000			
渡辺 康	会社員	72,000			
渡辺 厚子	パート	32,000			
田中 正和	無職	72,000			
田中 秋子	無職	72,000			
斎藤 義則	会社員	16,000			
斎藤 まり子	無職	16,000			
斎藤 花鶴子	会社員	32,000			
五十嵐 仁一郎	無職	72,000			
大野 進	会社員	72,000			
谷 正義	無職	48,000			
青柳 曆嗟夫	無職	16,000			
大谷 正直	無職	32,000			
笹川 丹	無職	32,000			
笹川 日出子	無職	32,000			
坪井 虎七	無職	32,000			
鳥羽 サチイ	無職	12,000			
星野 あつ子	無職	72,000			
石田 真由美	会社員	72,000			
中野 由美子	会社員	72,000			
伊藤 紘一郎	会社員	72,000			
大橋 満雄	無職	32,000			
竹内 正	歯科医師	72,000			
竹内 優美子	歯科医師	36,000			
竹内 千紘	会社員	72,000			

その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		1,277,233		
今回計		2,581,233	今回計	2,869,983
前回計		0	前回計	0
総計		2,581,233	総計	2,869,983

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	ポスターの作成	288,750円
	計	288,750円

報告書受理年月日	平成25年1月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、当該改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>捜査の手配及び共助連絡</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 犯罪捜査の支援に関すること。</u></p> <p><u>(9) 犯罪手口資料に関すること。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(捜査第三課)</p> <p>第22条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手口捜査に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(鑑識課)</p> <p>第24条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>被疑者写真記録</u>に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第1（第39条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生活安全企画課</td> <td style="text-align: center;">犯罪抑止総合対策室</td> <td style="text-align: center;">第12条第4号及び第5号に掲げる事務(ストーカー・子ども女性安全対策室の分掌する事務を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ストーカー・子ども女</td> <td style="text-align: center;">第12条第15号及び第16号に掲げる事務並</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	第12条第4号及び第5号に掲げる事務(ストーカー・子ども女性安全対策室の分掌する事務を除く。)	ストーカー・子ども女	第12条第15号及び第16号に掲げる事務並	<p>(刑事総務課)</p> <p>第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>指名手配及び指名通報</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(捜査第三課)</p> <p>第22条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手口捜査<u>(被疑者写真票に関するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(鑑識課)</p> <p>第24条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>被疑者写真票</u>に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第1（第39条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生活安全企画課</td> <td style="text-align: center;">犯罪抑止総合対策室</td> <td style="text-align: center;">第12条第4号及び第5号に掲げる事務(子ども・女性安全対策室の分掌する事務を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>子ども・女性安全対策</u></td> <td style="text-align: center;">子どもと女性を対象とする性犯罪等の先</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	第12条第4号及び第5号に掲げる事務(子ども・女性安全対策室の分掌する事務を除く。)	<u>子ども・女性安全対策</u>	子どもと女性を対象とする性犯罪等の先
課 名	名 称	分 掌 事 務																					
(略)																							
生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	第12条第4号及び第5号に掲げる事務(ストーカー・子ども女性安全対策室の分掌する事務を除く。)																					
	ストーカー・子ども女	第12条第15号及び第16号に掲げる事務並																					
課 名	名 称	分 掌 事 務																					
(略)																							
生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	第12条第4号及び第5号に掲げる事務(子ども・女性安全対策室の分掌する事務を除く。)																					
	<u>子ども・女性安全対策</u>	子どもと女性を対象とする性犯罪等の先																					

	性安全対策室	びに子どもと女性を対象とする性犯罪等の先制的予防活動に関する事務
(略)		
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第6号から第9号までに掲げる事務
(略)		
警備第二課	植樹祭警衛対策室	(略)
(略)		

	室	制的予防活動に関する事務
(略)		
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第6号及び第7号に掲げる事務並びに捜査情報の集約及び分析に関する事務
(略)		
警備第二課	植樹祭警衛準備室	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
生活安全企画課	(略)	
	生活安全指導官	生活安全警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務
(略)		
	ストーカー・子ども女性安全対策室長	ストーカー・子ども女性安全対策室に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	第36条に掲げる事務(災害対策管理官及び植樹祭警衛対策室長の分掌に属する事務を除く。)及び新潟県管区機動隊に関する事務
	植樹祭警衛対策室長	植樹祭警衛対策室に関する事務
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
生活安全企画課	(略)	
	生活安全指導官	生活安全警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務
	ストーカー対策管理官	第12条第15号から第18号までに掲げる事務
(略)		
	子ども・女性安全対策室長	子ども・女性安全対策室に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	第36条に掲げる事務(災害対策管理官及び植樹祭警衛準備室長の分掌に属する事務を除く。)及び新潟県管区機動隊に関する事務
	植樹祭警衛準備室長	植樹祭警衛準備室に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	地域第一課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二
	地域第二課	
	地域第三課	

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	地域第一課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二
	地域第二課	
	地域第三課	

		課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務			課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)			(略)	
長岡 上越	(略)	地域第一課 地域第二課 地域第三課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務	長岡 上越	(略)
	(略)				地域第一課 地域第二課 地域第三課
	(略)				警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
新潟西	(略)	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務	新潟西	(略)
	(略)				地域課
	(略)				警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
新潟中央	(略)			新潟中央	(略)

燕	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務	三条	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)	(略)		(略)	(略)
江南 新潟北 新潟西 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	(略)	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務	江南 新潟北 新潟西 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 新潟南 西蒲 燕 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	(略)	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	地域課			警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務	
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 本望 雅子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
西蒲警察署	(略)			西蒲警察署	(略)		
	和納駐在所	新潟市西蒲区和納	新潟市西蒲区のうち油島、植野新田、潟上、北野、新谷、高橋、高畑、津雲田、富岡、夏井、西中、西船越、原、南谷地、横曽根、和納、 <u>和納1・2・3丁目</u>		和納駐在所	新潟市西蒲区和納	新潟市西蒲区のうち油島、植野新田、潟上、北野、新谷、高橋、高畑、津雲田、富岡、夏井、西中、西船越、原、南谷地、横曽根、和納
(略)				(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、 <u>山本町1・2・3・4・5丁目</u> 、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、	十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅（甲、乙）、卯、辰（甲、乙）、巳（甲、乙）、午、未（甲、乙）、申甲、酉（甲、乙）、戌、亥（甲、乙）、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3・4丁目、山本町、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙（蕨平、上田原、三ッ山を除く。）、四日町新田、四日町、尾崎（太子堂を除く。）、川治、川治（乙、丙、丁）、山本、北新田、城之古、高山、高山（乙、丙）、八箇（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛）、

			乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)				中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)	
	(略)				(略)			
(略)								
上越警察署	(略)			上越市のうち桜町、子安、とよば、大字天野原新田、下四ツ屋、西松野木、本長者原、長者町、新長者原、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、上新町、下新町、上富川、下富川、子安、池、熊塚、下稲塚	上越警察署	(略)		
	天野原駐在所	上越市大字本長者原				天野原駐在所	上越市大字本長者原	
	(略)					(略)		
(略)								

附 則

この規則は公布の日から施行する。

正 誤

平成25年1月29日付け新潟県告示第97号(土砂災害警戒区域の指定)中

ページ	行	誤	正
2	2	十日町市倉俣	十日町市西田尻

平成25年1月29日付け新潟県告示第98号(土砂災害特別警戒区域の指定)中

ページ	行	誤	正
6	4	十日町市倉俣	十日町市西田尻